

令和6年度 事業報告書

自：令和6年 4月 1日

至：令和7年 3月31日

一般社団法人熊本地域大学ネットワーク機構

1. 法人の概要

(1) 一般社団法人の名称

一般社団法人熊本地域大学ネットワーク機構

(2) 事務所の所在地

熊本県熊本市中央区黒髪2丁目39番1号

(3) 一般社団法人設立年月日

令和5年4月3日

(4) 大学等連携推進法人の認定を受けた年月日

令和5年11月30日

(5) 社員の構成

名称	(設置者が設置する大学名)
国立大学法人熊本大学	熊本大学
公立大学法人熊本県立大学	熊本県立大学
学校法人東海大学	東海大学

(6) 役員の構成

令和7年3月31日現在

名	氏名	所属機関名及びその役職名
代表理事	小川 久雄	熊本大学長
副代表理事	堤 裕昭	熊本県立大学長
専務理事	富澤 一仁	熊本大学理事・副学長（大学改革・評価担当）
理事	木之内 均	東海大学熊本キャンパス長
理事	宇佐川 毅	熊本大学理事・副学長（教育・学生支援担当）
監事	梅川日出樹	熊本県立大学理事（事務局長）

(7) 事務局体制

令和7年3月31日現在

役職	氏名	所属機関名及びその役職名
事務局長	池上 多美子	熊本地域大学ネットワーク機構 事務局長
係長	端羽 広憲	熊本大学自然科学系事務課教務担当係 長

2. 活動概要

令和5年4月3日、国立大学法人熊本大学、公立大学法人熊本県立大学、学校法人東海大学の三法人を設立時社員として、一般社団法人 熊本地域大学ネットワーク機構（以下、法人）を設立した。熊本県内に活動拠点を置く高等教育機関がこれまでの連携によって推進してきた熊本県地域における高等教育の機能強化を更に発展させることを通じ、多様化する学修者のニーズや社会からの人材育成等に係る要請に応えるとともに、熊本県地域の発展に貢献することを目的としており、令和5年11月30日に文部科学省から大学等連携推進法人としての認定を受けた。

これにより、第2事業年度となる令和6年度においては、大学等連携推進法人の参加法人社員である熊本大学及び熊本県立大学は、連携教育プログラム委員会において基本方針を決定した上で、委員会下のタスクフォースチームにて、授業担当教員レベルの協議を行い、それをまた、連携教育プログラム委員会で検討し、連携開設科目（他の社員校が開設する科目を自学で開設したものとみなして単位認定できる制度）を2科目開講するなど、教学上の特例措置を活用した事業を行った。

また、12月には、大学等連携推進評議会と、「くまもとDX人材育成プラットフォーム」教育プログラム検討委員会を同時開催し、連携開設科目の開講状況等、事業の状況について報告を行い、当該科目に係る評価を受け、令和7年度以降の連携教育の取り組みについて活発な意見交換を行うなど、当初予定していた令和6年度事業計画を予定どおり実施した。

3. 事業の活動状況

(1) 法人運営関係

(i) 会議・委員会の開催

本法人の事業運営及び財務等に関する重要事項を審議するため、次の会議等を開催した。

(1) 社員総会

令和6年5月13日(月) 令和6年度第1回社員総会
令和6年6月4日(金) 令和6年度 定時社員総会
令和6年7月10日(金) 令和6年度第2回社員総会
令和7年3月7日(金) 令和6年度第3回社員総会

(2) 理事会

令和6年5月1日(水) 令和6年度第1回理事会
令和6年5月28日(火) 令和6年度第2回理事会
令和6年6月12日(水) 令和6年度第3回理事会
令和6年7月10日(水) 令和6年度第4回理事会
令和7年3月7日(金) 令和6年度第5回理事会

(3) 大学等連携推進評議会

令和6年12月17日

(ii) 法人運営体制及び広報活動

本法人の業務を円滑及び適切に処理し、法人に参加する社員間の情報共有と意思決定を行い、大学等連携推進業務を行うため、次の事業を行った。

(1) 事務局機能の強化

令和5年度から継続して、本法人の事務局の事務所を事業責任大学の熊本大学キャンパス内共用棟黒髪1の3階に置き、事務局長(専任)を配置して事務局機能を強化した。

(2) 本法人の広報活動及び情報公開

本法人の活動状況や、大学間連携事業について、関係大学の学生及び地域社会をはじめとする関係者に広く周知するため、本法人のホームページを活用し、広報活動を展開した。また、SPARC事業の活動状況について、本法人のホームページへの追加掲載を行った。

大学等連携推進法人の認定等に関する規程(令和3年文部科学省告示第17号)第7条第1項の規定に基づき、「事業報告書」、「貸借対照表及び正味財産増減計算書」、「監査報告書」を本法人のホームページに公開した。

今後、開示を求められる情報に加え、適宜ホームページを更新し、最新の情報を発信することとしている。

(3) 法人運営に必要となる各種規則等の整備

業務の適正を確保するため、本法人の運営にあたり必要となる規則等の制定を行った。

(4) 関係機関等への諸手続

一般社団法人及び大学等連携推進法人に係る諸手続を適切に行った。(詳細は、「5. 登記・届出事項」を参照)。

(2) 大学等連携推進業務関係

(i) 教育面に関すること

(1) 人材育成の充実に関すること

既述のとおり、社員総会、理事会等を開催し、3大学が連携し、人材育成について情報共有と協議を行った。

(2) 連携開設科目の設置と運営に関すること

くまもとの未来を拓くグローバルDX人材育成プロジェクト事業を推進するため、SPARC事業の事業推進責任者(熊本大学理事・副学長(教育・学生支援担当))、SPARC事業担当者(熊本大学情報融合学環長、熊本県立大学総合管理学部長等)等を構成員とする「連携教育プログラム委員会」を設置して、毎週の定例ミーティングを47回開催し、令和6年度開講の連携開設科目の運営及び令和7年度開講の連携開設科目について、科目の開講に向けて準備を行った。

また、その委員会開催にあたり、SPARC教育プログラムの円滑な実施と進捗状況の管理等を行うため、実務担当者が参画するタスクフォースチームとして、連

携開設科目に関する検討、LMS構築チームを実施し、具体的な連携開設科目を運営し、令和6年度の前学期には、連携開設科目として、熊本大学の科目「現代社会と半導体」を開講し、熊本大学で197名、熊本県立大学で303名、熊本大学においては45名の文系学部学生も受講する科目となった。令和6年度の後学期には、熊本県立大学の科目「データサイエンス入門」を開講し、熊本県立大学で528名、熊本大学で68名受講した。

(ii) 研究面に関すること
特になし

(iii) 大学運営等に関すること
特になし

(3) その他

特になし

4. 監査状況等

(i) 業務監査

監事が令和6年度に開催された各理事会に出席し、業務の執行状況を確認した。

令和7年5月27日に令和6年度における事業報告書(案)に基づき、業務監査を実施した。

(ii) 会計監査

令和7年5月27日に令和6年度における会計監査を実施した。

5. 登記・届出事項

○熊本市（市民税課）

令和6年度法人市民税申告書及び免税申請書（提出日：令和6年4月8日）

○熊本県（県央広域本部総務部 課税第一課）

法人県民税確定申告書（提出日：令和6年4月24日）

○熊本地方法務局

役員変更登記（登記年月日：令和6年6月26日）

○熊本労働基準監督署

労働保険概算保険料申告書（提出日：令和6年6月6日）

○文部科学省（高等教育局 高等教育企画課 高等教育政策室）

大学等連携推進法人の認定等に関する規程第7条第1項の規定に基づき、事業報告書、貸借対照表及び正味財産増減計算書、監事の監査報告書を文部科学大臣宛に提出した（提出日：令和6年6月24日）

6. 附属明細書

令和 6 年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する附属明細書に記載すべき「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので、これを作成しない。